

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岐阜県高山市長

公表日

令和7年7月18日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	・住民基本台帳管理機能: 住民登録している住民及び外国人に係る住民基本台帳を管理する。 ・住民基本台帳異動機能: 住民からの届け出に基づく住民基本台帳の異動管理を行う(転入、転出、転居等)。 ・証明書発行機能: 住民票等の各種証明書を発行する。 ・住民基本台帳ネットワーク連携機能: 住基ネットと住民基本台帳の連携を行う。 ・出入国在留管理庁通知連携機能: 出入国在留管理庁と外国人住民の情報の連携を行う。 ・個人番号の管理: 個人番号の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (宛名管理システム、コンビニ交付システム、中間サーバー、申請管理システム) [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （ ）	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム3		
①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	1. 宛名情報管理機能　住民登録している住民、外国人、住民登録外個人及び法人を管理する。 2. 送付先管理機能　送付先宛名情報を管理する。 3. 同定管理機能　同一人を特定するための同定情報を管理する。 4. 個人番号対応符号管理機能　情報提供ネットワークシステムを使用するための符号を管理する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 （ 総合行政情報システム ）	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム4		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	中間サーバーは次の10の機能から構成される。 ①符号管理機能 ②情報照会機能 ③情報提供機能 ④既存システム接続機能 ⑤情報提供等記録管理機能 ⑥情報提供データベース管理機能 ⑦データ送受信機能 ⑧セキュリティ管理機能 ⑨職員認証・権限管理機能 ⑩システム管理機能	

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	・住民情報取り込み: 既存住民基本台帳システムから、コンビニ交付に必要な住民情報を取り込む。 ・証明書交付システム連携: コンビニ各店舗の交付に必要な住民票情報を地方公共団体情報システム機構の運営する証明書交付システムに転送する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書交付システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名番号と宛名情報、個人番号を紐付けして保存し、管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ、宛名管理システム)
システム7	
①システムの名称	マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム)

システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1. 申請データの取り込み サービス検索・電子申請機能に登録された申請データを取り込む機能 2. 申請内容の照会 申請情報の手続きごとの項目等、詳細情報を確認できる機能 3. 申請処理状況の更新 申請情報の一覧表示を行い、処理状況と自治体コメントを更新機能 4. 既存住民基本台帳システムへの連携 既存住民基本台帳システムへ連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能））
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、宛名ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ・なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高山市 市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	高山市 市民福祉部 市民課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に管理する必要があるため
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (選挙資格関係情報、印鑑登録情報)
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・5情報及びその他住民票関係情報:対象者の基本情報として保有 ・医療保険関係情報:医療保険の現況把握のために保有 ・児童福祉・子育て関係情報:子どものための教育 ・保育給付を受けようとする者の現況把握のために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護・高齢者医療給付の現況把握のために保有 ・年金関係情報:年金受給権者の現況把握のために保有 ・選挙資格関係情報:選挙人名簿管理のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日
⑥事務担当部署	高山市市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワーク)
③使用目的 ※		住民基本台帳の管理、個人番号の指定及び通知、各種証明書の発行、住民の異動管理
④使用の主体	使用部署	高山市市民福祉部市民課、各支所地域振興課及びサービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 住民基本台帳の管理に関する事務 ・ 住民基本台帳を正確に維持・管理する。 II 個人番号の指定及び通知に関する事務 ・ 地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、個人番号通知書により通知を行う。 ・ 個人番号の変更に際して、従前の個人番号に代えて新たな個人番号を指定し、個人番号通知書により通知を行う。 III 各種証明書の発行に関する事務 ・ 住民からの届出に基づいて住民票等を発行する。 IV 住民の異動管理に関する事務 ・ 住民の転入、転出、転居情報を管理する。
	情報の突合	(1) 本人確認情報と届出情報を突合して、届出情報の記載に誤りがないことを確認する【上記Ⅰ】 (2) 本人確認情報と届出情報を突合して、付与する個人番号が正しいことを確認する【上記Ⅱ】 (3) 本人確認情報、届出情報及び発行した各種証明書を突合して、各種証明書に誤りがないことを確認する【上記Ⅲ】 (4) 住民の転入に際して住民票関係情報と申告情報を突合して、重複登録が発生しないことを確認する【上記Ⅳ】 (5) 住民の転入に際して本人確認情報、届出情報及び転出証明書を突合して、届出情報の記載に誤りがないことを確認する【上記Ⅳ】
⑥使用開始日		平成27年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
総合行政情報システムの運用保守委託	
①委託内容	
総合行政情報システムの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託事項2～5	
委託事項2	
コンビニ交付システムの運用保守委託	
①委託内容	
コンビニ交付システムの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
地方公共団体情報システム機構	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (56) 件 ☐ 移転を行っている (22) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2欄に定める各事務
③提供する情報	住民票関係
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項別表に定める事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表に定める各事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政情報システム)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベースに保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のおとり。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 宛名ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	住民、住民登録外個人	
その必要性	宛名に関する記録を正確に管理するため 同一人を特定するための同定情報を管理するため	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報:①対象者の基本情報として保有、②本人への連絡等のために保有、③対象者の基本情報として保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日	
⑥事務担当部署	高山市市民福祉部市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 〇 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 〇 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村から入手) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 〇 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 〇 その他 (住民基本台帳ネットワーク)
③使用目的 ※		宛名情報管理、送付先管理、同定管理
④使用の主体	使用部署	高山市市民福祉部市民課、各支所地域振興課及びサービスコーナー
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 宛名情報の管理に関する事務 ・ 住民、住民登録外個人及び法人に関する宛名情報を正確に維持・管理する。 II 送付先の管理に関する事務 ・ 業務ごとの連絡先や書類送付先を管理する。 III 同定の管理に関する事務 ・ 同一人として特定できるよう紐付けを行う。
情報の突合		(1) 本人確認情報と届出情報を突合して、宛名情報が正しいことを確認する【上記Ⅰ】 (2) 本人確認情報と届出情報を突合して、連絡先や書類送付先が正しいことを確認する【上記Ⅱ】 (3) 本人確認情報と届出情報を突合して、同一人であることを確認する【上記Ⅲ】
⑥使用開始日		平成27年7月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		総合行政情報システムの運用保守委託
①委託内容		総合行政情報システムの運用管理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のおとり。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、 5情報 、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、 5情報 、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月1日
⑥事務担当部署	高山市市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	高山市市民福祉部市民課、各支所地域振興課及びサービスコーナー
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの運用保守委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの運用保守	
②委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	
再委託	☐ 再委託する ☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの登記簿及び再委託の承認申請書の提出
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの機器保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている ☐ 2) 件 ☐ 移転を行っている ☐ 件 ☐ 行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1) 1万人未満 ☐ 2) 1万人以上10万人未満 ☐ 3) 10万人以上100万人未満 ☐ 4) 100万人以上1,000万人未満 ☐ 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ☐ (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。	

提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	高山市市民福祉部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	高山市市民福祉部市民課、各支所地域振興課及びサービスコーナー
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の5情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの運用保守
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの登記簿及び再委託の承認申請書の提出
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの機器保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）	
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面様式の記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要がない業務（機能）からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。 ・システムの導入、改修の際、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、生体認証を行っている。 ・アクセス権の付与・変更の際は、書面様式により上長、関係部署の承認を得ている。 ・アクセス権付与者を常に明確にしている。 ・アクセス権が必要な者のみに付与されていることを定期的に確認している。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、操作ログの記録を行っている。操作ログから操作者まで特定できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・組織体制 ・秘密の保持 ・目的外利用等の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報等の受け渡し ・厳重な保管及び搬送 ・委託業務を行う場所 ・再委託の禁止 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・事故発生時の報告義務 ・調査の実施 ・個人情報等の変換又は廃棄 ・契約解除 ・事故時の責任分担 ・損害賠償 ・事故時の公表 ・その他
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	・契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確にしている。 ・委託先を選定する際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されていることを確認している。 ・委託先がシステムを操作する場合は、市担当者の了解を得てから操作するよう取り決めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第9条別表及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者以外への提供・移転の必要が発生した場合、「重要性分類Ⅰの情報の複製・送付・送信記録票」により許可を得た後、他の職員の立会いのもとで処理を行う。		
その他の措置の内容	・既存住民基本台帳システムは、権限を付与された者しかアクセスできない。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 ・住民票の異動データについては、予め決められたシステムからしか取得できないようになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。						
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1"> <tr> <td>その内容</td> <td>災害、事故等によるデータの消失を防ぐため、既存住基システムや宛名管理システムのサーバーは、免震構造、蓄電池、自家発電機、ガス系消火設備を備えたデータセンターに設置している。</td> </tr> <tr> <td>再発防止策の内容</td> <td>—</td> </tr> </table>	その内容	災害、事故等によるデータの消失を防ぐため、既存住基システムや宛名管理システムのサーバーは、免震構造、蓄電池、自家発電機、ガス系消火設備を備えたデータセンターに設置している。	再発防止策の内容	—		
その内容	災害、事故等によるデータの消失を防ぐため、既存住基システムや宛名管理システムのサーバーは、免震構造、蓄電池、自家発電機、ガス系消火設備を備えたデータセンターに設置している。					
再発防止策の内容	—					

その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける物理的な措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける技術的な措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ガバメントクラウドにおける措置> ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<情報セキュリティポリシーにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに関して、研修会及び監査を実施している。 ・外部記憶媒体の利用について内規を定めて、厳格に運用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は地方公共団体、デジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報入手しないよう確認している。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村コミュニケーションサーバ（「市町村CS」という。）市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名管理システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバールーム内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳重に入退室管理を施された別の部屋に管理されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ：システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・画面ロック等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に情報システム責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・組織体制 ・秘密の保持 ・目的外利用等の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報等の受け渡し ・厳重な保管及び搬送 ・委託業務を行う場所 ・再委託の禁止 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・事故発生時の報告義務 ・調査の実施 ・個人情報等の変換又は廃棄 ・契約解除 ・事故時の責任分担 ・損害賠償 ・事故時の公表 ・その他
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	・契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確にしている。 ・委託先を選定する際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されていることを確認している。 ・委託先がシステムを操作する場合は、市担当者の了解を得てから操作するよう取り決めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、別途出力の記録を残す。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報入手しないよう確認している。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）において住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名管理システム等における措置 ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバールーム内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳重に入退室管理を施された別の部屋に管理されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・画面ロック等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に情報システム責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・組織体制 ・秘密の保持 ・目的外利用等の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報等の受け渡し ・厳重な保管及び搬送 ・委託業務を行う場所 ・再委託の禁止 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・事故発生時の報告義務 ・調査の実施 ・個人情報等の変換又は廃棄 ・契約解除 ・事故時の責任分担 ・損害賠償 ・事故時の公表 ・その他
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	・契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確にしている。 ・業者選定の際、情報セキュリティ対策への取り組み状況及び体制を確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 : 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、市町村にて媒体へ出力する必要がある場合には、別途出力の記録を残す。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置：相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査	[☐] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高山市市民福祉部市民課 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高山市市民福祉部市民課 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	実施しない
③主な意見の内容	実施しない
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	実施しない
②方法	実施しない
③結果	実施しない

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月16日	I-2 システム1 ③他のシステムとの接続	その他(中間サーバ)	その他(宛名管理システム、コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	「宛名管理システム、コンビニ交付システム」に既に接続している
平成27年11月16日	I-2 システム3 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	①システムの名称 宛名管理システム ②システムの機能 1. 宛名情報管理機能 2. 送付先管理機能 3. 同定管理機能 4. 個人番号対応付番管理機能 ③他のシステムとの接続	事後	「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」で既に「宛名管理システム」と接続している
平成27年11月16日	I-2 システム6 ①システムの名称 ③他のシステムとの接続	③既存住基システム	③その他(中間サーバ、宛名管理システム)	事後	「中間サーバ、宛名管理サーバ」に接続している
平成27年11月16日	I-3 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル 宛名ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	事後	「宛名ファイル」を既に取り扱っている
平成27年11月16日	I-3 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル 宛名ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	事後	「宛名ファイル」を既に取り扱っている
平成27年11月16日	II-4 委託事項2 ①委託内容 ②委託先における取扱者数 ③委託先名	(記載なし)	①委託内容 コンビニ交付システムの運用管理 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 地方公共団体情報システム機構	事後	コンビニ交付システムの委託をしている
平成27年11月16日	II-5 移転先1 ⑥移転方法	庁内連携システム	庁内連携システム 総合行政情報システム	事後	「総合行政情報システム」に移転している
平成27年11月16日	II 2. 宛名ファイル	(記載なし)	特定個人情報ファイル「宛名ファイル」の概要を全記載	事後	宛名ファイルの取扱いをしている
平成27年11月16日	II 3. 本人確認情報ファイル ④記録される項目[主な記録項目]	個人番号 その他識別情報(内部番号) 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) その他住民票関係情報	個人番号 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) その他住民票関係情報	事後	その他識別情報(内部番号)は記録しない
平成27年11月16日	III-1 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	住民基本台帳ファイル 宛名ファイル	事後	宛名ファイルの取扱いをしている

平成27年11月16日	Ⅲ 3.本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 : 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、別途出力の記録を残す。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 : 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	リスクに対する措置を講じている
平成27年11月16日	Ⅲ 3.本人確認情報ファイル 5. 監査	外部監査	自己点検	事後	自己点検を実施
平成29年2月20日	I 5 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・74、85の2を追加 (番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) ・第15条を削除 ・第22条の2、第26条の3、第43条の3、第49	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定の整備による。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 住民基本台帳ファイル 2 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月1日	事後	保有開始日の記載。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 1住民基本台帳ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	総合行政情報システムの賃貸借	総合行政情報システムの運用保守委託	事後	委託業務名の修正。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 1住民基本台帳ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	コンビニ交付システムの賃貸借	コンビニ交付システムの運用保守委託	事後	委託業務名の修正。

平成29年2月20日	Ⅱ 1. 1住民基本台帳ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57件) [○]移転を行っている(23件)	[○]提供を行っている(57件) [○]提供を行っている(23件)	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定による。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 2宛名ファイル 2 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月1日	事後	保有開始日の記載。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 2宛名ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	総合行政情報システムの賃貸借	総合行政情報システムの運用保守委託	事後	委託業務名の修正。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 3本人確認情報ファイル 2 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年7月1日	事後	保有開始日の記載。
平成29年2月20日	Ⅱ 1. 3送付先情報ファイル 2 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	保有開始日の記載。
平成29年2月20日	Ⅳ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	高山市市民保健部市民課住民グループ	高山市市民保健部市民課	事後	名称変更による修正。
平成29年2月20日	Ⅳ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	高山市市民保健部市民課住民グループ	高山市市民保健部市民課	事後	名称変更による修正。
平成29年2月20日	別紙1 番号法第19条第7号別表2に定める事務		項番74、85の2を追加	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定の整備による。
平成29年2月20日	別紙2 番号法第9条第1号別表1に定める事務		項番15、37、46、47を追加 項番27、36－2、44を削除	事後	個人番号の保護評価書見直しによる修正。
平成30年1月5日	Ⅱ 1. 1住民基本台帳ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57件) [○]移転を行っている(23件)	[○]提供を行っている(56件) [○]移転を行っている(22件)	事後	根拠となる主務省令にあわせて修正記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。

平成30年1月5日	Ⅲ 1. 1 住民基本台帳ファイル 2 宛名ファイル 8 監査 実施の有無		[○]外部監査を追加	事後	当初の記載漏れ修正のため、 重要な変更には該当しない。
平成30年1月5日	Ⅲ 1. 3 本人確認情報ファイル 8 監査 実施の有無		[○]外部監査を追加	事後	当初の記載漏れ修正のため、 重要な変更には該当しない。
平成30年1月5日	Ⅲ 1. 4 送付先情報ファイル 8 監査 実施の有無		[○]外部監査を追加	事後	当初の記載漏れ修正のため、 重要な変更には該当しない。
平成31年1月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・項番119を追加 ・項番117、120を削除	事後	当初の記載漏れ修正のため、 重要な変更には該当しない。
平成31年1月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) ・第22条の2を削除 ・第22条の3、第22条の4、第24条の2、第24条の3、第31条の2、第31条の3を追加	事後	当初の記載漏れ修正のため、 重要な変更には該当しない。
平成31年1月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高山市 市民保健部 市民課長 田中一美	高山市 市民保健部 市民課長	事後	H31.1.1様式改正によるもの。
令和2年1月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	事後	見直しによる追記であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)を追加 ・第22条(転入届)を追加	事後	見直しによる追記であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・97、117、120を追加 ・119を削除	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) ・第49条を追加	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 住民基本台帳ファイル		470:旧氏かな,471:旧氏漢字を追加	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。

令和2年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル 記録項目 3. 本人確認情報ファイル		37. 旧氏有無、38. 旧氏漢字、39. 旧氏かなを 追加	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。
令和2年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル 記録項目 4. 送付先情報ファイル		62. ローマ字更新フラグ、63. ローマ字氏名を追 加	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。
令和3年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード の交付」に係る事務については、行政手続きにお ける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の規定による通知カード及び個人番 号カード並びに情報提供ネットワークシステムによ る特定個人情報の提供に関する省令(平成26年 11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、 個人番号カード関連事務の委任)により機構に対 する事務の一部の委任が認められている。そのた め、当該事務においては、事務を委任する機構に 対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイル を使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード の交付」に係る事務については、行政手続きにお ける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード 、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年 11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通 知書、個人番号カード関連事務の委任)により機 構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する 機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報 ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。
令和3年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム ②システムの機能	7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構 において、住民に対して番号通知書類(通知カード 、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」 という。)等)を送付するため、既存住基システムか ら当該市町村の住民基本台帳に記載されている 者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設 置・管理する個人番号カード管理システムに通知 する。	7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構 において、住民に対して番号通知書類(個人番号 通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付 申請書」という。)等)を送付するため、既存住基シ ステムから当該市町村の住民基本台帳に記載さ れている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、 機構が設置・管理する個人番号カード管理シス テムに通知する。	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。
令和3年3月24日	I 基本情報 2. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・107を追加	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。
令和3年3月24日	I 基本情報 2. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(番号法別表第二の主務省令における情報提供 の根拠) ・第51条を削除 ・第54条を追加	事後	法令改正に伴う規定の整備で あり、重要な変更には該当しな い。

令和3年3月24日	Ⅱ 1. 1住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	Ⅱ 個人番号の指定及び通知に関する事務 ・ 地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、通知カードにより通知を行う。 ・ 個人番号の変更に際して、従前の個人番号に代えて新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知を行う。	Ⅱ 個人番号の指定及び通知に関する事務 ・ 地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、個人番号通知書により通知を行う。 ・ 個人番号の変更に際して、従前の個人番号に代えて新たな個人番号を指定し、個人番号通知書により通知を行う。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書の送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。

令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅱ 1. 4送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅲ 1. 3. 本人確認情報ファイル 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)	事後	名称変更による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月24日	Ⅲ 1. 4. 送付先情報ファイル 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	住基ネット関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)	住基ネット関係職員(会計年度任用職員等を含む。)	事後	名称変更による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。

令和4年2月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法19条第7号 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第49条、第50条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3)	・番号法19条第8号 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第49条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3)	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号	番号法19条第8号	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法19条第8号	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提出先における用途	番号法第19条第7号	番号法19条第8号	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第7号	番号法19条第8号	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。

令和5年3月30日	I-2 システム8 ②システムの機能	記載なし	1. 申請データの取り込み サービス検索・電子申請機能に登録された申請データを取り込む機能 2. 申請内容の照会 申請情報の手続きごとの項目等、詳細情報を確認できる機能 3. 申請処理状況の更新 申請情報の一覧表示を行い、処理状況と自治体コメントを更新機能 4. 既存住民基本台帳システムへの連携 既存住民基本台帳システムへ連携する機能	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年3月30日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]既存住民基本台帳システム	[○]既存住民基本台帳システム	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年3月30日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法19条第8号 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第49条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3)	・番号法19条第8号 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第49条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3)	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和6年3月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月30日	令和6年3月27日	事後	評価実施日の変更。

令和6年9月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法別表第二の主務省令 (番号法別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3) (番号法別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	高山市 市民保健部 市民課 高山市 市民保健部 市民課長	高山市 市民福祉部 市民課 高山市 市民福祉部 市民課長	事後	名称変更による修正
令和6年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル、4. 送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	高山市市民保健部市民課	高山市市民福祉部市民課	事後	名称変更による修正

令和6年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル、4. 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	高山市市民保健部市民課	高山市市民福祉部市民課	事後	名称変更による修正
令和6年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベースに保存される。	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベースに保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し

令和6年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2. 宛名ファイル、4. 送付先情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月20日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し

令和6年9月20日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月20日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は地方公共団体、デジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月20日	Ⅳ開示請求、問合せ	高山市市民保健部市民課	高山市市民福祉部市民課	事後	名称変更による修正

令和6年9月20日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年3月27日	令和6年9月20日	事後	評価実施日の変更
令和7年3月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	誤記修正のため
令和7年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・住民基本台帳管理機能:住民登録している住民及び外国人に係る住民基本台帳を管理する。 ・住民基本台帳異動機能:住民からの届け出に基づく住民基本台帳の異動管理を行う(転入、転出、転居等)。 ・証明書発行機能:住民票等の各種証明書を発行する。 ・住民基本台帳ネットワーク連携機能:住基ネットと住民基本台帳の連携を行う。 ・法務省連携機能:法務省と外国人住民の情報の連携を行う。 ・個人番号の管理:個人番号の管理を行う。 ・住民票コードの管理:付与された住民票コードの管理を行う。	・住民基本台帳管理機能:住民登録している住民及び外国人に係る住民基本台帳を管理する。 ・住民基本台帳異動機能:住民からの届け出に基づく住民基本台帳の異動管理を行う(転入、転出、転居等)。 ・証明書発行機能:住民票等の各種証明書を発行する。 ・住民基本台帳ネットワーク連携機能:住基ネットと住民基本台帳の連携を行う。 ・出入国在留管理庁通知連携機能:出入国在留管理庁と外国人住民の情報の連携を行う。 ・個人番号の管理:個人番号の管理を行う。	事後	名称変更等による修正
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 宛名ファイル) ④記録される項目	50項目以上100項目未満	100項目以上	事後	記録項目の追加

令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 本人確認情報ファイル) (別添1) 特定個人情報ファイル 記録項目	3. 本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏有無、38. 旧氏漢字、39. 旧氏かな	3. 本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布に伴う整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書の送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法令改正に伴う規定の整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ④ 記録される項目	10項目以上50項目未満	50項目以上100項目未満	事後	誤記修正のため
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) : 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) : 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う規定の整備。

令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う規定の整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う規定の整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正に伴う規定の整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う規定の整備。
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正に伴う規定の整備。

令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 送付先情報ファイル) (別添1) 特定個人情報ファイル 記録項目	4. 送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. ローマ字更新フラグ、63. ローマ字氏名	4. 送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布に伴う整備。
令和7年3月3日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年9月20日	令和7年3月3日	事後	評価実施日の変更
令和7年7月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4情報(氏名、住所、性別、生年月日) 4情報	5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日) 5情報	事後	様式変更による

令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 宛名ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 宛名ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報	5情報	事後	様式変更による

令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	4情報	5情報	事後	様式変更による
令和7年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベースに保存される。	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、虹彩登録を行った者以外は入館できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベースに保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改による
令和7年7月8日	Ⅲリスク対策 (1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改による

令和7年7月8日	Ⅲリスク対策 (1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去	＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的な措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及 び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの 混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的な措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改による
----------	--	---	---	----	-------------------------

令和7年7月8日	Ⅲリスク対策 (1. 住民基本台帳ファイル、2. 宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去	＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的な措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的な措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改による
-----------------	---	--	---	-----------	--------------------------------